

令和元年度 第2回成田市水道事業運営審議会 会議概要

1 開催日時

令和元年7月29日(月) 午後2時から午後2時45分まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 3階 第2応接室

3 出席者

(委員)

遠藤委員・伊藤委員・宮田委員・細井委員・佐久間委員・岩舘委員・
岡里委員

(事務局)

後藤水道部長・福島業務課長・鵜澤工務課長・鳥羽業務課長補佐・
高橋工務課主幹・岡野工務課主幹・弘海業務係長・濱崎主査

4 欠席者

なし

5 議題

- (1) 会長の選任について
- (2) 副会長の選任について

6 議事(要旨)

- (1) 会長の選任について

委員の互選により、遠藤委員が選出された。

- (2) 副会長の選任について

委員の互選により、細井委員が選出された。

7 その他

(1) 成田市営水道の概況について

資料に基づき、成田市営水道の概況について、事務局から説明を行った。主な質疑は以下のとおり。

【委員】

成田市水道事業における一番の懸案事項は何か。

【事務局】

水道事業は利用者からいただく水道料金で成り立っているが、全国的に人口は減少しており、本市においても今後の水道事業収益の伸びは期待できない。一方で、水道事業を運営していく上では、既設の配水管についても耐用年数があることから順次更新をしていく必要があり、その費用も年々増加していく。そのようなことから、将来的には水道料金の改定についても検討しなければならないことが想定され、それが一番の課題と考えている。

【委員】

成田市の人口は微増傾向だと思うが、給水人口はどうか。

【事務局】

給水人口については若干増えている状況である。ただし、節水意識の高まり等により、給水人口の増加に比例して使用水量も増えている訳ではない。

【委員】

大栄地区や下総地区の給水人口についてはどうか。

【事務局】

ほぼ横ばいという状況である。

【委員】

老朽化した配水管の更新について何か計画等はあるのか。

【事務局】

昨年度、施設の更新計画を策定しており、その中で、配水場などの施設や配水管などの管路を30年計画で順次更新していくよう定めている。

(2) 指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について

水道法の改正に伴う、指定給水装置工事事業者への指定更新制の導入について、事務局から説明を行った。主な質疑は以下のとおり。

【委員】

指定工事事業者は、水道事業と下総、大栄の簡易水道の区域では同じ指定となるのか。また、県営水道の区域はどうなっているか。

【事務局】

市営水道の区域は大栄、下総も含めて同一の指定となっている。県営水道の区域については、県営水道において別途事業者を指定している。

【委員】

指定工事事業者の数は年々増えているのか。

【事務局】

年間数社程度の微増となっている。

【委員】

工事の発注者から依頼があった場合に事業者の選定はどのように行っているのか。

【事務局】

市の水道事業としては、お客様の家の水道工事に関して特定の事業者を指名することはないが、お客様より「工事をしたいが、どのような事業者があるのか」と問い合わせがあった場合には、ホームページ等にも掲載している指定工事事業者の中からお近くの市内事業者を何社か紹介させていただくことはある。

【委員】

指定を受ける際の審査基準はあるのか。

【事務局】

水道法において基準が定めてあり、厚生労働省が与えている国家資格「給水装置工事主任技術者」を持つ技術者を選任することや、必要な材料や道具を持っていることなどの基準がある。

【委員】

更新されないケースというのとはどのような場合があるのか。

【事務局】

先ほどの基準に合致していない場合となります。

【委員】

「工事の質が悪い」などは要件に入るのか。

【事務局】

指定の要件には入らないが、市において違反行為に関わる処分の基準があるので、法律に違反する行為等があれば、基準に基づいて指定の取り消しや工事の中止等をさせることになる。

【委員】

今までに違反行為によって取り消しをした事例はあるのか。

【事務局】

取り消しをした事例はないが、口頭注意や文書警告を出した事例はある。

【委員】

家の中で水が漏れてしまった場合に 24 時間対応してもらうことが可能なのか。

【事務局】

水道センターにおいて 24 時間体制で電話受付を行っているが、宅内漏水の場合には、元栓を閉めてもらい、後日指定工事事業者に修理を依頼してもらうなどの対応が考えられる。

8 傍聴

(1) 傍聴者

0 人（うち記者 0 人）

9 次回開催日時（予定）

未定